

2023 - 24 年度

ロータリーの友

手引書

毎月届くけど、知っているようで知らない『ロータリーの友』。
創刊の経緯から現在に至るまでの歩みをまとめました。『友』と併せてご一読ください。



ロータリーの友委員会
一般社団法人ロータリーの友事務所



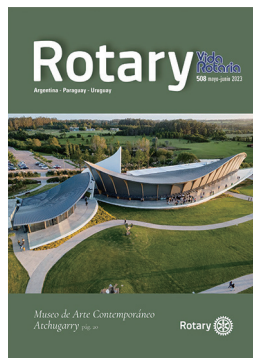
ロータリーの友

世界のロータリーの雑誌

アメリカの国際ロータリー（R I）本部で編集・発行しているR Iの機関雑誌『ROTARY』に加え、R Iに認可された地域雑誌が機関雑誌として定義されています。これらの雑誌は全世界に30誌以上あり、『ロータリーの友』も、その一員です。機関雑誌の中には、電子版のみの発行の雑誌もあります。どの雑誌にも共通しているのは、R I会長メッセージなど、R Iが指定する記事を掲載していることです。



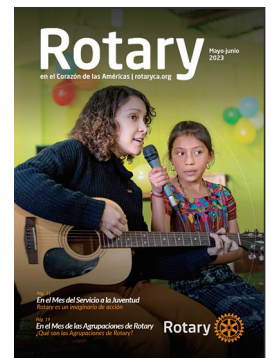
ROTARY
発行部数 500,000
1911年創刊



アルゼンチン・パラグアイ・ウルグアイ
発行部数 10,000
1955年創刊



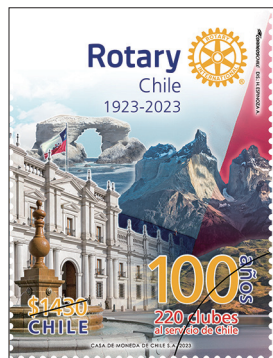
ブラジル
発行部数 41,000
1924年創刊



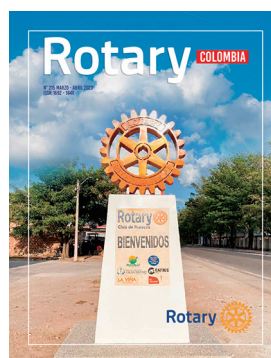
コスタリカ・エルサルバドル・パナマ・グアテマラ・ドミニカ共和国など
発行部数 4,000 2017年創刊



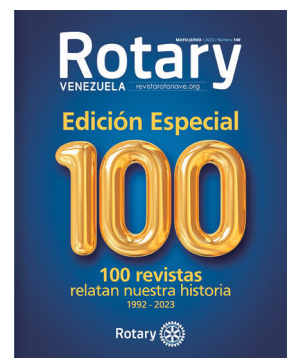
日本
発行部数 87,200
1953年創刊



チリ
発行部数 4,400
1927年創刊



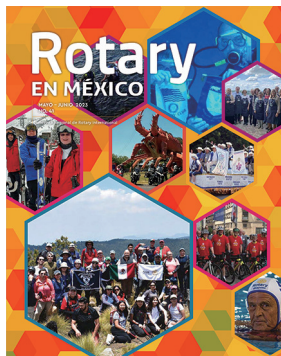
コロンビア
発行部数 2,300
1970年創刊



ベネズエラ
発行部数 2,200
1992年創刊



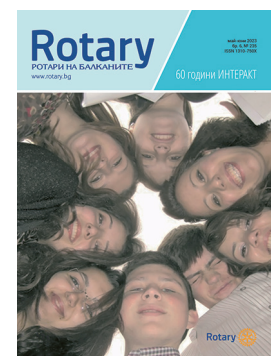
エクアドル・ペルー
発行部数 3,000
1932年創刊



メキシコ
発行部数 4,500
2017年創刊



ベルギー・ルクセンブルク
発行部数 10,000
1984年創刊



ブルガリア・マケドニア・セルビア
発行部数 1,500
1995年創刊



チェコ共和国・スロバキア共和国
発行部数 2,100
1990年創刊



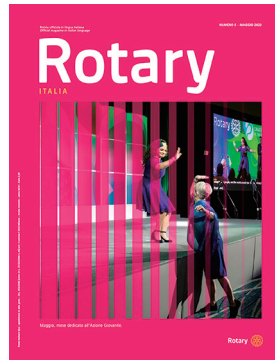
イギリス・アイルランド
発行部数 40,000
1915 年創刊



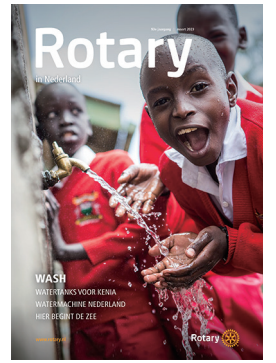
フランスなど
発行部数 32,300
1952 年創刊



ドイツ・オーストリア
発行部数 63,000
1929 年創刊



イタリア・マルタ・サンマリノ
発行部数 40,500
1924 年創刊



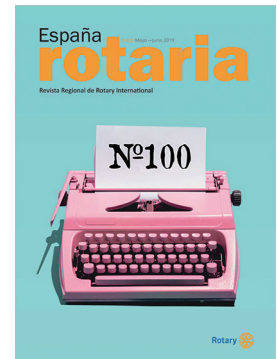
オランダ
発行部数 15,100
1927 年創刊



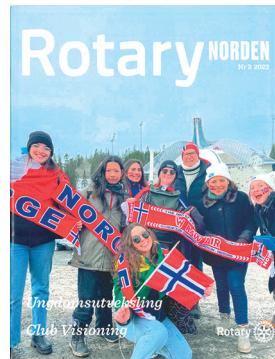
ポーランド
発行部数 2,000
2017 年創刊



ポルトガルなど
発行部数 3,600
1984 年創刊



スペイン
発行部数 5,000
2001 年創刊



デンマーク・フィンランド・アイスランド・スウェーデン・ノルウェー
発行部数 48,900 1936 年創刊



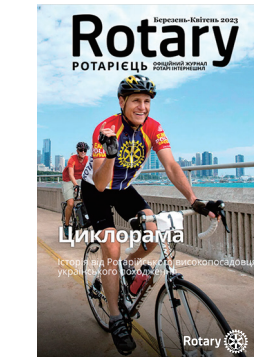
スイス・リヒテンシュタイン
発行部数 13,000
1926 年創刊



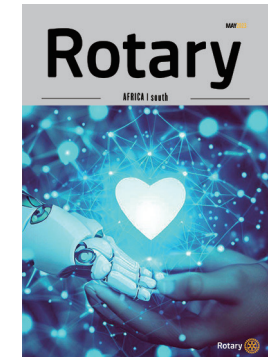
エジプト
発行部数 2,400
1929 年創刊



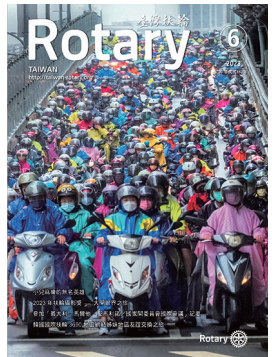
トルコ
発行部数 6,700
1983 年創刊



ウクライナ・ベラルーシ
発行部数 1,200
2007 年創刊



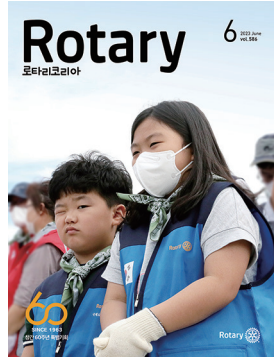
南アフリカなど
発行部数 3,600
1927 年創刊



台湾
発行部数 21,400
1960 年創刊



タイ・カンボジア・ラオスなど
発行部数 8,000
1983 年創刊



韓国
発行部数 63,000
1963 年創刊



フィリピン
発行部数 25,600
1978 年創刊



オーストラリア・ニュージーランドなど
発行部数 32,000
1965 年創刊



インド・バングラデシュ・ネパール・スリランカ
発行部数 125,700
1952 年創刊

『ロータリーの友』について

●『ロータリーの友』は

日本におけるロータリーの機関雑誌

『ロータリーの友』（以下『友』）は、国際ロータリー（R I）の認可を受け、Rotary Global Media Network（『ROTARY』とロータリー地域雑誌の総称）の一員として発行されている雑誌です（P2～3参照）。『友』は、ロータリアンがロータリーライフを深めるため、そしてクラブがR Iとのつながりを実感するためにも必要な媒体です。

2013年規定審議会の決定により、ロータリー機関雑誌について、会員は印刷版か電子版のいずれかを選択して購読することができるようになりました。それを受けて、ロータリーの友委員会ならびに一般社団法人ロータリーの友事務所では、2014年1月号から電子版を発行し、2022年7月号からは「印刷版」と「電子版」を選択して購読ができるようになりました。

●ロータリアンの視野を広める『ロータリーの友』

基本的にはロータリアンのための機関・情報誌です。

横組みのページには、R Iの指定記事、ロータリーの特別月間の関連記事、特集、地区やクラブの活動などを掲載しています。縦組みのページにはロータリアン個人としての意見や経験談、俳句や短歌の投稿、職業上の知識などを掲載しています。会員歴の浅い方や、ロータリアン以外の方がお読みになっても、ロータリーの理念や活動がお分かりいただけるよう編集しています。同時に、役立つ生活情報、社会の話題を取り上げることで、内容の充実を図っています。



ロータリーの友合同会議は年3回開催されています。

●ロータリーの友委員会と

一般社団法人ロータリーの友事務所

『友』は、社員、理事会（代表理事、理事、監事）、職員により構成されている一般社団法人ロータリーの友事務所によって発行、運営されています。「ロータリーの友委員会」は、ロータリー機関雑誌発行に不可欠な条件の一つとして設けられている委員会で、正・副委員長、R I理事、R I理事エレクト、特別顧問、顧問、相談役、地区代表委員、編集長により構成されています。

ロータリーの友委員会委員長はガバナーに対して『友』発行について責任を負うと同時に、一般社団法人ロータリーの友事務所を全面的に監督します。一般社団法人ロータリーの友事務所理事会は、編集・発行・財務の全般について責任を負っています。各メンバーは毎月『友』の奥付に掲載しています。

●『友』の編集方針

『ロータリー章典』に定められた「ロータリーの地域雑誌は、『ロータリーの目的』をあらゆる面にわたって推進するために存在する」を順守し、編集方針を定めています。

『友』は、R Iの方針や国内外のロータリアンならびにロータリークラブの活動を読者に紹介することにより、ロータリー活動に対する興味を高め、親睦を図り、ロータリー精神の養成、ロータリー活動の発展に寄与することを、発行の目的としています。

『友』（印刷版・電子版）の基本方針、年間編集企画などについては毎月、一般社団法人ロータリーの友事務所



理事会が決定し、ロータリーの友委員会が全面的に監督します。地区代表委員は、委員会への出席、毎月提出のレポートでの『友』に対する評価・提言、委員会事業の地区への広報、地区内のクラブの活動に関する情報の提供などを主な任務としています。

●一般社団法人ロータリーの友事務所

編集・配布などの業務はロータリーの友委員会の包括的監督のもと、一般社団法人ロータリーの友事務所理事会の意思決定に添い、職員が行っています。

一般社団法人ロータリーの友事務所

東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4階

現在事務所職員は、11人。構成は次の通りです。

所長 渡辺剛（2023年9月就任）

編集長 野崎恭子 編集部 5人 管理部 3人

『ロータリーの友』の変遷

創刊まで

1952（昭和27）年4月25日、大阪市で開かれた地区大会では、次年度（1952－53年度）から日本が2つの地区に分割されることが決定していました。それまで一つの地区としてまとまっていた日本のロータリアンが2地区に分かれるわけですから、寂しさと期待の入り交じった雰囲気が当時の人たちにはあったようです。そのようなロータリアンの気持ちから、2地区になってからも連絡を緊密にするため、共通の機関誌の創刊が企画されました。

第1回の準備会は大阪で開かれました。当時、大阪ロータリークラブの星野行則氏がガバナーであったこともあり、同クラブの露口四郎氏が幹事役となって開催されました。東京、横浜、京都、大阪、神戸の各クラブ代表者が出席しました。共通の雑誌ということでしたが、東と西では雑誌に対するイメージがかなり違い違っていました。西の星野氏は^{どうしゅ}謄写版刷りの簡単なものでよいかから早くという意見でしたし、東では謄写版では手軽すぎて恒久性がない、はじめからある程度きちんとしたものを望むという考えでした。最初の会合では具体案の作成には至りませんでした。

第2回の準備会が岐阜ロータリークラブの遠藤健三氏の話で、1952年7月、岐阜・長良川畔の大竹旅館で開かれました。この時は、第1回の準備会よりも具体的

になり、議論も沸騰したようです。ここで下記の内容が決定しました。

1. 編集委員は合議制とする。
2. 東京で発行する。
3. 定価50円とするが、広告を募集、掲載し100円の内容のある雑誌とする。
4. 名称は『ロータリーの友』とする。
5. 横書きとする（横書き、縦書きで意見が分かれ、各クラブの意向をうかがうため一般投票を行ったところ、2対1の割合で横書きが採用されることになった）。
6. 創刊は1953年1月号とする。



『友』創刊号

『ロータリーの友』の名前

雑誌の名称は、第2回準備会での投票によって、遠藤健三氏提案の『ロータリーの友』に決定しました。

この名称に対し、柏原孫左衛門氏がおつまみの「ビールの友」からヒントを得たのではと発言、一同爆笑となったそうですが、遠藤氏自身は、後日談として月刊誌『主婦の友』からヒントを得たと述べています。

広告は創刊号から

定価に関しても東西が対立し、遠藤氏が仲裁案として50円案を出しました。雑誌の体裁としては東の活版

案になったわけですが、活版で制作すると原価が93円75銭かかり、予算が不足することは明らかでした。遠藤氏は仲裁案を出すときから広告を取って補てんしなければならないと考えていたようです。

定価100円は1962年12月号まで、1974年12月号まで定価110円が続きまして。しかし、印刷代や諸物価の値上がりにより、1975年1月号から定価200円に、そして2022年7月号から定価275円（本体価格250円）に改定しました。

現在でも広告は友事務所にとって大事な収入源となっています。

『友』の変遷

<p>1953年1月</p>	<p>創刊 発行部数 3,300部 横組みでスタート。その後、俳壇・歌壇など、一部の記事を縦組みで入れることに</p>	
<p>1972年1月号</p>	<p>縦横混在の従来の形式を一変し、縦組みと横組みに分けた現在の形式に変更</p>	
<p>1977年</p>	<p>ロータリークラブ定款第10条(当時)の改正に伴い、国際ロータリー(RI)に公式地域雑誌の規定が設けられる</p>	<p>『友』1972年1月号</p>
<p>1980年7月号</p>	<p>RI公式地域雑誌(現、ロータリー地域雑誌)の認定を受ける</p>	
<p>1986年3月号以降</p>	<p>モノクロから、2色刷り、カラーページが増えていく</p>	

1991年7月号	光の反射をおさえるマット調の用紙に変更	
1993年1月号	記事を従来の活版印刷から写真の原理を用いる写真植字（いわゆる写植）に変更	
2002年7月号	創刊50年を迎えるに当たり、コンピューター編集に切り替え、ロータリーの友事務所内で原稿整理から組み版まで全ての作業ができるようになる。読みやすさに配慮して一般の雑誌より少し大きくて太い文字を採用。投稿欄など内容も一部変更。B5判をA4変型判（縦280mm×横210mm）に変更、製本方法も無線綴じから中綴じに変更	 <p>2002年7月号</p>
2003年1月	創刊50年、新たな一歩を踏み出す	
2003年7月号	全てのページを4色印刷（カラー印刷）にして、カラー写真の使用を増やし、親しみやすい工夫をする ロータリーの友のウェブサイト www.rotary-no-tomo.jp を開設。ウェブの特性を生かして、最新の情報をいち早く届けることができるようになる	
2013年4月	R I 規定審議会で、ロータリー地域雑誌について、会員は印刷媒体と電子媒体のいずれかを選択できるようにすることが決定	
2013年8月	R I から新しい公式ロゴならびにビジュアルアイデンティティーなどに関する指針が発表され、ロータリー地域雑誌もそれに沿って編集するよう要請を受ける	
2014年1月号	電子版の発行をスタート（ www.rotary-no-tomo.jp ）	
2016年7月号	A4変型判をA4判（縦297mm×横210mm）に変更 ウェブサイト「ロータリーの友」（ www.rotary-no-tomo.jp ）を、リニューアル	 <p>2013年1月号</p>
2017年7月号	表紙にイラストを採用。ロータリアンの家族、ロータリーのプログラムの参加者などを視野に入れ編集を工夫	
2018年6月	友事務所出版物がオンラインで購入可能に	
2018年	『The Rotarian』と地域雑誌を合わせた名称が「Rotary Global Media Network」になる	
2018年10月	R I 理事会で『The Rotarian』および認可された地域雑誌が「機関雑誌」として定義される	
2020年7月	R I 指定の表紙デザインに変更	
2020年9月	『The Rotarian』が『ROTARY』に変更	
2021年6月	『ロータリー日本100年史』発行	
2022年7月	「電子版」と「印刷版」を選択して注文することが可能に。デジタルアーカイブスタート	
2023年1月	創刊70年を迎える	 <p>2023年8月号</p>

ロータリアンの購読料で発行されています

クラブ単位で購読・送付

- * 『ロータリーの友』（以下『友』）は定価 275 円（本体価格 250 円、会員は送料込）
- * 会員の皆さまからの購読料は年 2 回（7 月と 1 月）、クラブから一括して友事務所にお支払をいただいています。
- * 『友』印刷版は、各クラブ宛てに毎月末にお送りしています。
- * 購読部数は、半期ごとに減部を受けていますが、その締切日については、5 月号と 11 月号の一括発送の『友』誌と一緒にご案内を同封しています。友ウェブサイト

からお手続きをお願いします。

クラブ雑誌委員長へ『友』を直送

『友』をいち早く読んで、例会で配布の際、内容を紹介したい、との声に応じて、希望するクラブの担当者お一人に限り『友』を直送しています。随時受け付け、間に合う号からお送りしますので、ご利用ください。次年度『友』誌直送サービスのご案内は、3 月号に同封して全クラブ宛てに送付しています。『友』印刷版の購読がある場合のみ対応です（電子版は毎月 1 日に最新号を公開しています）。

『友』の発行部数と収入実績（2022 年 7 月号～ 2023 年 6 月号の発行部数）

7 月号	8 月号	9 月号	10 月号	11 月号	12 月号
89,000 部	88,400 部	88,700 部	88,700 部	88,600 部	88,700 部
1 月号	2 月号	3 月号	4 月号	5 月号	6 月号
88,300 部	87,900 部	87,900 部	88,000 部	88,100 部	88,100 部

2022 年 7 月～ 2023 年 6 月の収入実績
 購読料 1 か月平均 21,745,483 円 (86,982 部)
 広告料 1 か月平均 193,050 円

ご投稿をお待ちしています！『ロータリーの友』投稿規定

友愛の広場 ★

- ・ エッセーや海外ロータリークラブ訪問記、時局雑感など。
原稿：1000 字以内 写真：関連写真あれば添付

ロータリー・アット・ワーク ★

ロータリークラブ、地区、インターアクト・ロータリーアクトクラブなどの奉仕活動を写真とともに紹介。
原稿：150 ～ 600 字程度（必ず活動日を入れ、活動後 1 カ月以内にご投稿ください）
写真：集合・記念撮影以外で活動の様子が分かるもの

ロータリー俳壇・歌壇・柳壇

- ・ 1 カ月に 1 人はがき 1 枚に 3 句（首）まで。作品の横に、クラブ名・お名前・電話番号を記入。歌壇・柳壇は、友ウェブサイトの投稿フォームからも受け付け可。

私の一冊 ★

- ・ 会員お薦めの本を紹介。一般的で、入手可能な市販書籍（絶版、自費出版、投稿者と直接関係する書籍以外）をお願いします。
原稿：320 字以内
原稿と別に書籍名、著者名、出版社、発行年を付記してください。

うちの子 ★

- ・ 自慢のペットを写真で紹介。
原稿：100 字以内（ペットの名前を明記してください）
写真：ペットそのもののアップの写真

パズル de ロータリー ★

- ・ 2 種類の問題（数独、パズル）を毎号順番に掲載。プ

レゼント応募の締め切りは原則、発行月翌月の10日。

内外よろず案内

- ・会員間の趣味の交換、催し物の案内など。

原稿：200字以内。資料があればお送りください。

声 ★

- ・友誌についての感想・意見を紹介。発行月翌月の10日が締め切り。

原稿：150字以内。対象記事を明記してください。

★『友』ウェブサイトの投稿フォームから投稿可

情報もお待ちしています！

NEW GENERATION

- ・ロータリーのプログラムに参加している（参加経験のある）若い人たちを紹介。推薦対象者（インターアクター、ローターアクター、青少年交換学生、財団奨学生、米山奨学生、ライラリアンなど）について編集部へご一報を。編集部から直接、当人へ原稿を依頼します。

特集記事

- ・ロータリーの友ウェブサイトにて特集記事の情報を募集することがあります。

『クラブ週報』『クラブ会報』

- ・「卓話の泉」掲載用として、クラブの『週報』『会報』を継続してご送付ください。メール配信のクラブは、メーリングリストに友編集部メール（hensyu@rotary-no-tomo.jp）を加えてください。紙で発行のクラブはご郵送ください。

投稿の方法について

投稿時はEメール・郵送のいずれも「名前」「所属クラブ」「連絡先」を必ず記入してください。

●Eメール

hensyu@rotary-no-tomo.jp に、原稿データと写真データを個別に添付し送信してください。写真はjpegなどの元データ（200KB以上。圧縮しない、なるべく大きなデータサイズ）を原稿やメールに貼りつけず送信してください。

●郵送

原稿：データ原稿はCD-Rなどに入れ、手書きの場合は原稿用紙をお送りください。

写真：プリントしたものと一緒にjpegなどの元データ（200KB以上。圧縮しない、なるべく大きなデータサイズ）をCD-Rなどに入れお送りください。プリント写真は現物をご郵送ください。

●FAX

原稿のみのご投稿、情報提供はFAXでもお受けします。「私の一冊」「NEW GENERATION」の記入用紙が必要な方は友事務所までご連絡ください。

写真について

- ・投稿の元データは、ご送付後もしばらくお手元で保存してください。
- ・プリント写真は原則として返却しませんが、要返却写真は、その旨を送付時にお書き添えください。
- ・一般の方を被写体に含む写真の場合、肖像権に留意して撮影してください（P11）。
- ・記念撮影（集合写真）は活動報告としては原則、掲載しません。

その他

- ・投稿原稿は文意を変えない程度に編集部内でリライト、編集させていただきます。また、ひらがな・漢字などは、『友』のルールに沿った表記に統一させていただきます。
- ・写真ならびに原稿は、友ウェブサイト、広報誌など、（一社）ロータリーの友事務所発行の出版物に掲載の場合があります。
- ・掲載の可否は、（一社）ロータリーの友事務所理事会ならびにロータリーの友編集部にご一任ください。誠に勝手ながら、掲載・非掲載の連絡は差し上げていませんが、投稿後6カ月をめどにご判断ください。

『ロータリーの友』に掲載されるコツ

ストーリーを伝える原稿を書く三つのポイント

ロータリアンの中には、自分たちのクラブの活動の参考に、『友』を読む人も少なくありません。そのような読者に向けて、下記の三つのポイントに注意しながら原稿を作りましょう。

- 1 クラブは、地域社会のどのような問題や課題を解決しようとしていますか？（その問題・課題についてどのように知ったか）
- 2 どんな行動を起こしましたか？ 行動を起こすに当たって会員の知識や経験が活動にどう生かされましたか？ どのような課題に直面しましたか？
- 3 その活動によってどんな変化がもたらされましたか？ 地元の人たちの意識（生活）をどのように変えることができましたか？ 具体的な例や、データを含めると説得力が出ます。



残念な原稿

- ・ 行事に出席した人の肩書きと名前が原稿のほとんどを占める
- ・ プロジェクトの報告書、またはプログラム内容の羅列
- ・ あまりに長文で、伝えたいポイントが分かりにくい
- ・ あまりに達筆すぎて読めない

ストーリーを伝える写真を撮る三つのポイント

活動の企画を立てる段階で、写真を誰が撮るのかを決めておきます。撮る人は、その活動の流れをあらかじめ把握して、どの写真を撮るとよいシーンが撮れるかを事前に考えておくとよいでしょう。

- 1 自然な様子を捉えます。カメラ目線や集合写真ではなく、活動中の姿を写します。
- 2 活動の中心となるのは誰なのかを考えながら、その人たちが楽しそうに生き生きとした表情をしている瞬間を撮ります。
- 3 ロータリアン以外の参加者も写します（被写体の年齢や性別が偏らないよう配慮します）。



残念な写真

- ・ 楽しさは伝わるけど、みんなカメラ目線でピースサインばかり
- ・ 野球大会を開催したのに、懇親会の写真しか撮りませんでした
- ・ 子どもたちが対象の行事なのに、写っているのはロータリアンだけ。あるいはその反対に、子どもしか写っていない
- ・ 後ろ姿ばかりで、表情が見えない
- ・ みんなが下を見ていて、暗い感じ



【重要】アップで写真に写っている人には写真の使用許諾を得てください。また、プロの写真家や会員以外の方が撮った写真を使う場合は、事前の使用許可が必要です。

著作権、肖像権にご注意ください

著作権を守りましょう

全ての写真や文章には著作権があります。『友』や友ウェブサイトの写真や記事を『ガバナー月信』や『クラブ週報』などの印刷物やウェブサイトなどに使う場合は、使用可能かどうかを、必ず事前にロータリーの友事務所にご確認ください。他のクラブの会員が投稿した記事や写真を転載したい場合は、そのクラブに連絡し、許可を得ることが必要です。

また、使用の際には、「『ロータリーの友』〇〇〇〇年〇月号から」「写真提供：ロータリーの友事務所」など、出典を明記してください。

肖像権にご注意！

肖像権には、自己の容姿を無断で撮影されたり、撮影された写真を勝手に公表されたりしないよう主張できるプライバシー権と、タレントやスポーツ選手など著名人の肖像が持つパブリシティ権を守る、という二つの側面があります。前者は人格権、後者は財産権にのっとった権利です。

クラブのイベントなどを撮影する際に気をつけていただきたいのが、プライバシー権です。一般人を撮影する時に、そのつど、撮影の了解を得るのが一番確実な方法ですが、地域のお祭りなど、被写体となる全ての人に撮影許可を撮ることは困難です。その場合は、「〇〇ロータリークラブ記録係」といった腕章などを目立つところに着けて身分を明らかにし、取材の目的ができるだけ見

た目で相手に伝わるようにしながら撮影しましょう。

なお、小さい子どもや未成年の人をアップで撮影する際には、極力、保護者の了承を得るように心がけてください。書面による許諾が理想ですが、口頭でも有効です。

RIのウェブサイトの写真を使うには

RIウェブサイト www.rotary.org には、地区やクラブで利用できる写真が掲載されています。「ブランドリソースセンター」から写真をダウンロードする際は、表示される使用条件を守って活用ください。これらの写真の多くは、© Rotary International といったクレジットを併記する必要があります。

表記例



『友』に掲載する写真について — ロータリーブランド強化への取り組み —

国際ロータリー（R I）から、ロータリーの機関雑誌に向けて、現在のロータリーの公式ロゴではないロータリーのロゴが写った写真の掲載を控えるよう指示がありました（ロータリー章典34.030.18 RIビジュアルブランドのガイドラインの順守 2019年4月理事会決定参照）。

この指示は、全てのロータリークラブと地区が、ロータリーのアイデンティティ、ビジョン、エッセンス、価値観などを表す共通の公式ロゴを示すことで、組織としての統一感を促し、力強いメッセージを発信していこうという方針によるものです。

ロータリーの広報の一端を担うロータリーの機関雑誌には、会員以外の読者も意識した編集が求められているため、統一したロゴが写った写真を掲載することがロー

タリーの強いメッセージを発信することにつながります。

この指示を受け、『友』でも、ご提供（投稿）いただく写真の中に、公式ロゴではないロータリーの徽章（マーク）が写っていた場合、編集部の方でトリミングをした上で掲載する、もしくは掲載を見送る場合があることをご了承ください。

なお、この方針が示すのは今すぐに、以前のロータリーの徽章などが入ったクラブ旗やバナーを使うのを取りやめ、直ちに公式ロゴが入ったものに作り替えなければならない、というものではありません。ただし、現時点で使っているとしても、今後、新たに作り替えたり、追加で注文したりする際には、公式ロゴを入れて作ることがR Iから勧奨されています。

ブランドリソースセンターを活用して、ロータリーへの理解を促進する

ロータリーでは100年以上にわたり、よりよい地域づくりをめざすリーダーたちが、それぞれの経験と知識を生かし、行動してきました。ロータリーは世界に大きな変化をもたらしてきましたが、ロータリーがどのような団体なのかを理解している人は多くありません。

「ロータリーとは何か」という疑問に対して、簡潔で一貫した答えを提示し、ロータリーの会員を世界にア

ピールするためのメッセージとして「世界を変える行動人」キャンペーンの素材を準備しています。

R Iウェブサイト「My Rotary」内の「ブランドリソースセンター」では、これらの素材をダウンロードするか、テンプレートを利用してカスタマイズした独自の広告を作ることができます。ロータリーの公共イメージ向上のための情報・素材が満載です。ぜひご活用ください。

公式ロゴはクラブの名前入りで！

クラブ、地区などでロータリーのロゴを使う場合、ロータリーの公式ロゴにクラブ名、または地区番号を入れる必要があります。ウェブサイト、ソーシャルメディア、イベントのパンフレットなどには、必ずクラブ名または地区番号入りのロゴをお使いください。クラブ用、地区用のロゴは、ブランドリソースセンターにあるテンプレートを使って作成できます。併せて、ロゴの使い方の詳細についても同サイトをご参照ください。

ロータリークラブ同様、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブの公式ロゴにもクラブ名を入れてください。

ロータリーの公式ロゴ（例）



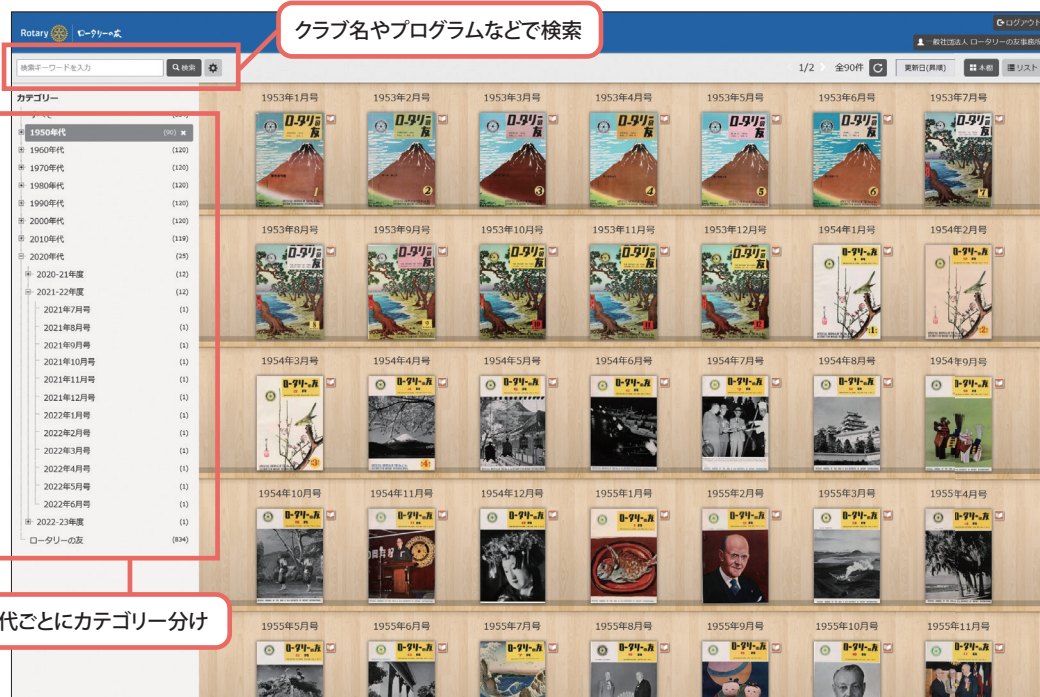
『友』 電子版・アーカイブをご活用ください

パソコン、スマホ、タブレットで『友』が読める！

ロータリーの友ウェブサイト (www.rotary-no-tomo.jp) では『ロータリーの友』最新号を読むことができます。最新号は、毎月 1 日に公開されます。

また、同サイトで 1953 年 1 月に発刊された創刊号から全てのバックナンバー（アーカイブ）も閲覧できます。機能もアップし、年代別で検索もできるようになりました。

キーワードを入力し、自クラブの記事の検索、奉仕活動のヒント探しと、活用方法はさまざまです。



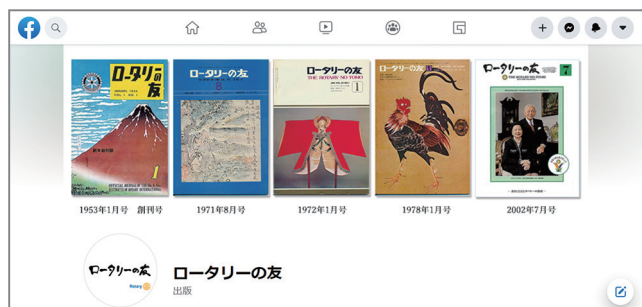
『友』 電子版・アーカイブ
www.tomo-archive.net



■ご注意
電子版・アーカイブの閲覧には、クラブごとのIDとパスワードが必要です。ご所属のロータリークラブ事務局までお問い合わせください。友事務所が提供するパスワードは半期に一度(7月15日と1月15日)に変更します。

『友』 Facebook

『友』 公式 Facebook (フェイスブック) では、最新号の『友』の内容や編集部からの情報をリアルタイムで紹介しています。ロータリーの友ウェブサイトから、または Facebook から「ロータリーの友」と検索してご覧ください。



資料

9月はロータリーの友月間です

国際ロータリー（R I）理事会が2015 - 16年度から特別月間を大きく変更したことに伴い、従来4月に設定されていた雑誌月間はなくなりました。そこでロータリーの友委員会・理事会の決定で、9月を「ロータリーの友月間」として新設しました。

日本独自の特別月間として、『友』を推進し、『友』の利用法について話し合います。

ロータリー機関雑誌とは

『Rotary』誌およびR I理事会に認可された地域雑誌が「機関雑誌」として定義されています。ロータリークラブの正会員は、R Iの機関雑誌（『ROTARY』）またはR I理事会が承認した地域雑誌の有料購読者となり、会員であるかぎり購読を続けることを、会員身分保持の条件としなければならないと、標準ロータリークラブ定款第15条（『2022年 手続要覧』P53）およびR I細則第21条（『2022年 手続要覧』P44）に定められています。

地域雑誌の定義（『ロータリー章典』）

R I理事会は、ロータリー地域雑誌に対し、次の定義を採択しています。

51.020.1. ロータリー地域雑誌の基準

ロータリーの地域雑誌は、「ロータリーの目的」をあらゆる面にわたって推進するために存在する。以下の基準を満たすロータリーの出版物は、ロータリー地域雑誌（活字版と電子版のいずれをも含む）として認められる。

1. その雑誌は2地区以上もしくは2国以上の地域を対象に発行されるものであること。
2. その雑誌の出版は、全面的に顧問委員会の直接監督下に置かれること（第51.020.4.項「ロータリー地域雑誌の認可のための指針」を参照）。
3. その雑誌の記事はR Iの方針と調和し、その少なくとも50パーセントはロータリーまたはロータリー関連の話題に関する記事であること。
4. 地元あるいは地域のニュースに加えて、R Iに関する情報を掲載し、かつR Iから要請された話題や特別に指定された文章を掲載すること。
5. その雑誌は、年に少なくとも6回発行され、各号につき少なくとも24ページとすること。
6. その雑誌は、ロータリーの品位と性質にふさわしく、全体的に格調の高い魅力的な外観を保ち、ロータリー標章の複製においてはR I理事会の指針に従うこと。
7. その雑誌は、その目的と経済的自立を維持できるよう、該当地域のロータリアンの過半数に達する発行部数を確保していること。
8. その雑誌は、R Iに経費の負担をかけずに、十分な財源を備えていること。
9. その雑誌は、R Iとの免許契約に定められている通りにR Iへの報告義務を守っていること。
10. その雑誌は、ロータリー標章の使用と会員への配布について、出版と配布に関する免許契約をR Iと交わしていること。
11. その雑誌は、「Rotary」誌に代わり、その地域でクラブ会員や購読者とR Iとのコミュニケーションの基本的な手段となる責任を果たすものであること。
12. 地域雑誌の編集者は、こうした指針の範囲内で各自担当雑誌の作成の責任を負うこと。
13. R Iから提供される月ごと指定記事、または地域で用意された同じ一般的なテーマや情報を伝える記事は、R I認可のロータリー地域雑誌によって使用されなければならない。
14. 認定された地域雑誌は、R Iとの免許契約に定められた通り、指定記事を掲載することが義務づけられている。
15. 新しい雑誌が認可の審査を受けるには、2年間の試験的プログラムを完了しなければならない。
16. 認定されたロータリー地域雑誌のみが、R Iからの支援やサービスを受けるものとする。
17. 「Rotary」誌および地域雑誌は、雑誌の国際性を効果的に強調するため、良質の編集記事や写真を交換し続けるものとする。

『ロータリーの友』では広告を募集しています

日本全国で約 8 万 5,000 人いるロータリアンの手に届く『友』に広告を載せませんか。

ロータリーの友委員会では広告の掲載に当たって、「広告倫理綱領」「広告の責任の所在」「広告の掲載権」を定め、これに従い広告を募集、掲載しています。

広告の基準に関しては、全般規定のほか、医薬品など(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具)の広告、健康関係の広告などについては特記事項を定め、広告倫理規定および全般規定に抵触するおそれのある場合は、友委員会で検討します。

なお、通信販売、訪問販売、連鎖販売取引など特定商取引、金融、投資関係の広告、結婚紹介、結婚相談、求縁などの広告、ゴルフ場、レジャークラブの会員募集の広告、老人施設、介護施設などの広告、不動産に関する広告については本委員会が妥当と判断したものに限り掲載します。

料金表 (税別)

スペース		料金
表2・表3	カラー	680,000 円
記事中	カラー	1 ページ 600,000 円
	カラー	2 ページ 1,200,000 円
	カラー	1/2 ページ 320,000 円
	モノクロ	1 ページ 360,000 円
	モノクロ	1/2 ページ 200,000 円
	モノクロ	1/4 ページ 120,000 円

※ 表2・表3とは、それぞれ横組みの表紙・縦組みの表紙の裏ページのことです
 ※ モノクロは写真またはロゴ2点のみカラー可

1 ページ

680,000 円 (表2・カラー)

600,000 円 (カラー)

360,000 円 (モノクロ)

(297 × 210mm)

1/2 ページ

320,000 円 (カラー)

200,000 円 (モノクロ)

(125 × 278mm)

1/4 ページ

120,000 円 (モノクロ)

(125 × 84mm)

媒体資料の請求・広告掲載に関するお問い合わせは——

(株) 駿河台広告社 ロータリーの友誌取り扱い代理店

〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-3-16

Tel. 03-3292-2801 Fax. 03-3292-2803 メール info@surugadai.co.jp

2023 - 24 年度 ロータリーの友事務所出版物一覧

2023 年 7 月 1 日現在

	<p>ロータリーの友</p> <p>定価 275 円 (本体価格 250 円) (送料別、会員は送料込) ○毎月 1 日発行</p>	 <p>ロータリー手帳</p> <p>定価 660 円 (本体価格 600 円 送料別) ○毎年 5 月発行</p>
	<p>ROTARY 友と歩む 地域と歩む (広報誌)</p> <p>1 セット (10 冊) 定価 550 円 (本体価格 500 円 送料別) ○2020 年 3 月改訂 ロータリークラブやロータ リアンの活動を知ってもら うための広報誌。</p>	 <p>ロータリーソング楽譜集</p> <p>定価 550 円 (本体価格 500 円 送料別) 君が代・奉仕の理想・我等 の生業・旅は道づれ・今日 も楽し・おゝロータリー・ 喜び分つ・ロータリー賛歌 他 30 曲を掲載収録。</p>
	<p>ロータリーソングCD</p> <p>定価 3,300 円 (本体価格 3,000 円 送料別) 楽譜集掲載曲のうち、25 曲を収録。インストゥルメ ンタル (カラオケ) 付き。</p>	 <p>インターアクトの歌・ ローターラクトの歌CD</p> <p>定価 1,100 円 (本体価格 1,000 円 送料別) 男性合唱による、インター アクトの歌・ローターラク トの歌を収録。</p>

備考 出版物は改廃を行うことがあります。

ロータリーの友委員会 一般社団法人ロータリーの友事務所

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4 階

電話 03-3436-6651 (代表) ウェブサイト www.rotary-no-tomo.jp

編集部 (本誌の内容・投稿) hensyu@rotary-no-tomo.jp FAX 03-3436-5958

管理部 (購読・注文) keiri@rotary-no-tomo.jp FAX 03-3436-5956